

## 首都圏若者サポートネットワーク 設立趣旨

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援をおこなうことを「社会的養護」と言います。

かつて、児童養護施設は孤児院と呼ばれ、戦災孤児や親の事情で一時的にそこで過ごす子どもが多かったのですが、現在は、過半が被虐待児です。被虐待児は、親のもとで暮らし続けると命の危険がある場合も少なくないため、児童相談所が保護をしたうえで、社会的養護を受けることになります。

児童相談所の虐待対応件数は、平成11年には1万1千件余りだったものが、平成28年度には12万件を超え、毎年50～100人の子が虐待によって死亡しています。また、虐待を受けつづけることによって、愛着障害をはじめ、発達障害、精神障害などがかかえ、自立が困難になることが少なくありません。

たとえば、全高校生の8割近くが大学または専修学校に進学するのに対して、児童養護施設出身児の進学率は2割強に過ぎません。また、進学した人の26.5%が4年以内に中退し、就職した人の48.7%が3年以内に離職しています。その背景には、精神面、経済面などさまざまな理由がありますが、社会的自立がきわめて難しい状況にあることがデータからもうかがえます。

近年、社会的養護下の児童に対しても公的な自立支援施策が強化されるとともに、さまざまな民間団体による支援活動もおこなわれるようになりました。高校を卒業するタイミングで進学が決まった人や就職が決まった人には、充分とは言えないながらもそれなりの支援が整えられはじめています。

しかし、高校などを中退して18歳以前に施設や里親のもとを離れざるをえなくなった人や、18歳で進学、就職をしたものの中退、離職をしてしまった人、自立援助ホームなどで一定期間を過ごしながらか職、進学の意思をかためた人などへの支援はきわめて不十分であり、こうした若者の社会的自立を支援する仕組みをつくることが強く求められています。

そこで、私たちは、18歳未満で施設や里親のもとを離れた人、いったんは進学、就職したけれども挫折して、再チャレンジしようとしている人、さらには、再チャレンジへの意欲を奮い立たせるための支援が必要な人も含めて、既存の枠組みでは支援の網からこぼれてしまっていた人たちを支援する仕組みづくりに取り組みたいと考えます。

自立のためには金銭的支援、就労支援なども必要ですが、それだけでは充分ではありません。さまざまな困難を抱えながらも自立することを余儀なくされた子ども・若者たちには、信頼できる支援者と、彼らによる「伴走型支援」が不可欠です(伴走期間は、数年から数十年におよぶこともあります)。

私たちは、本人とともに、伴走型支援をおこなう「伴走者」を支援する仕組みをつくることにしました。伴走者は、里親、児童養護施設職員の場合もありますし、施設や里親のもとを離れた後に利用することができる自立援助ホーム職員、さらには、退所児童等アフターケア事業所、生活困窮者自立支援相談窓口、若者サポートステーションなどの相談員の場合もあります。こうした機関と連携して、本人、伴走者への支援をおこなう「首都圏若者サポートネットワーク」を設立しました。